

さいたま市告示第427号

道路の供用廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

道路の種類 市道

路線名	区間	供用廃止年月日
20007号線 の一部	さいたま市大宮区桜木町二丁目904番地先	令和8年3月13日
	さいたま市大宮区桜木町二丁目902番地先	
20010号線 の一部	さいたま市大宮区桜木町二丁目220番4地先	令和8年3月13日
	さいたま市大宮区桜木町二丁目221番1地先	
2215号線 の一部	さいたま市岩槻区大字平林寺字前原174番3地先	令和8年3月13日
	さいたま市岩槻区大字平林寺字前原40番4地先	